

世田谷区はり・きゅう・マッサージサービス利用のルール

この事業は、高齢者と在宅障害者の介護者のリフレッシュを目的に実施する事業です。

より多くの方に、公平に利用の機会を提供するため、利用対象者おひとりにつき月1回の利用が原則ですが、事業実施当日の定員に空きがあるときに限り、同月2回目の利用を受け付けます。

よくお訊ねのある事項を利用のルールとしてまとめましたので、利用にあたって、または利用の案内にあたっては、「世田谷区はり・きゅう・マッサージサービスのご案内」ちらしのほか、本紙をご確認くださいませようお願いします。

利用のルール

- 1 「1回」あたりの利用時間は45分です。
 - ・45分利用する前後45分の延長も、別の日・会場での45分の利用も「1回」と計算します。
- 2 「1回」あたりの利用料金は1,500円です。
 - ・45分利用し、加えて前後45分の延長をするときの利用料金は、「2回」の利用なので、1,500円×2回=3,000円です。
- 3 予約ができるのは、月1回（45分）のみです。
 - ・すでに予約受付している方の同月の2回目の事前予約はできません。
- 4 同月内の利用は、予定も含めて最大2回（45分×2回=90分）までです。
 - ・当日定員に空きがあるときは、同じ会場で1回（45分）だけ延長が可能です。
 - ・当日定員に空きがあるときは、他の会場で1回利用がある方も、会場で利用の申し込みを受け付けます。

受付時の確認事項

電話で予約の際は、以下項目を確認させていただきます。

- ①既にはがきや電話で予約をしていないこと。
- ②同月内に利用していないこと。

当日会場にお越しの際、以下項目を確認させていただきます。

- ①同月内に予約または既に利用していないか。
- ②同月内に利用していた場合には延長していないこと。

実際の問い合わせ例

Q 1 : はがきで申し込み、予約が確定していますが、予約日前の別日に利用できますか。

A 1 : 当日空きがあれば利用できます。

ただし、1か月最大2回までなので、予約日前に延長で2回分利用してしまうと、予約日にご利用いただくことはできません。予約の取り消しをお申し出ください。

Q 2 : はがきで申し込み、予約が確定していますが、予約日後の別日に利用できますか。

A 2 : 初回に延長で2回分実施していない場合のみ、当日空きがあれば、1回分(延長なし)利用できます。

Q 3 : 予約せずに、直接会場に来ました。すでに同月内の別日に延長で2回分利用しましたが、利用できますか？

A 3 : (当日空きがあっても) 利用できません。

Q 4 : 予約せずに、直接会場に来ました。すでに同月内の別日で1回分(延長なし)利用しましたが、利用できますか？

A 4 : 当日空きがあれば、1回分(延長なし)利用できます。

Q 5 : 予約せずに、すでに1回分(延長なし)利用しました。電話で同月内の別日を予約することはできますか。

A 5 : 電話で2回目の予約はできません。当日空きがあれば、1回分(延長なし) 利用できます。ご希望の場合は、直接会場で申し込みください。

利用予約後のキャンセルや抽選後の空き状況の問い合わせ先

世田谷区社会福祉協議会
電話03 - 5429 - 2233